

専門職紹介制度のしおり

1 制度の趣旨

一般社団法人多摩南部成年後見センター（以下「後見センター」といいます。）は、調布市、日野市、狛江市、多摩市及び稲城市（以下「構成5市」といいます。）が平成15年7月に設立し、共同運営をしている非営利法人です。後見センターは構成5市の市民を対象者に行政や関係機関などとの密接な連携の下に、福祉的な配慮に基づく後見事務を提供しています。

後見センターの法人後見は、所得や資産を有していない、身寄りがいないなどにより第三者後見人による支援を受けにくかった方への支援を行っています。

また、従来から後見人として公益的活動に取り組んでいらっしゃる弁護士、司法書士及び社会福祉士（以下「専門職」といいます。）の方々との連携により、多くの市民がその経済状況や生活状況にあった支援を受けることができるようになるものと考え、専門職の皆様の協力により「多摩南部成年後見センター専門職紹介制度」（以下「紹介制度」といいます。）を実施しているところです。

なお、紹介制度の運営にあたりましては、東京弁護士会赤沼康弘氏、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部、公益社団法人東京社会福祉士会権利擁護センターぱあとなど東京の御協力をいただいております。

2 制度の概要

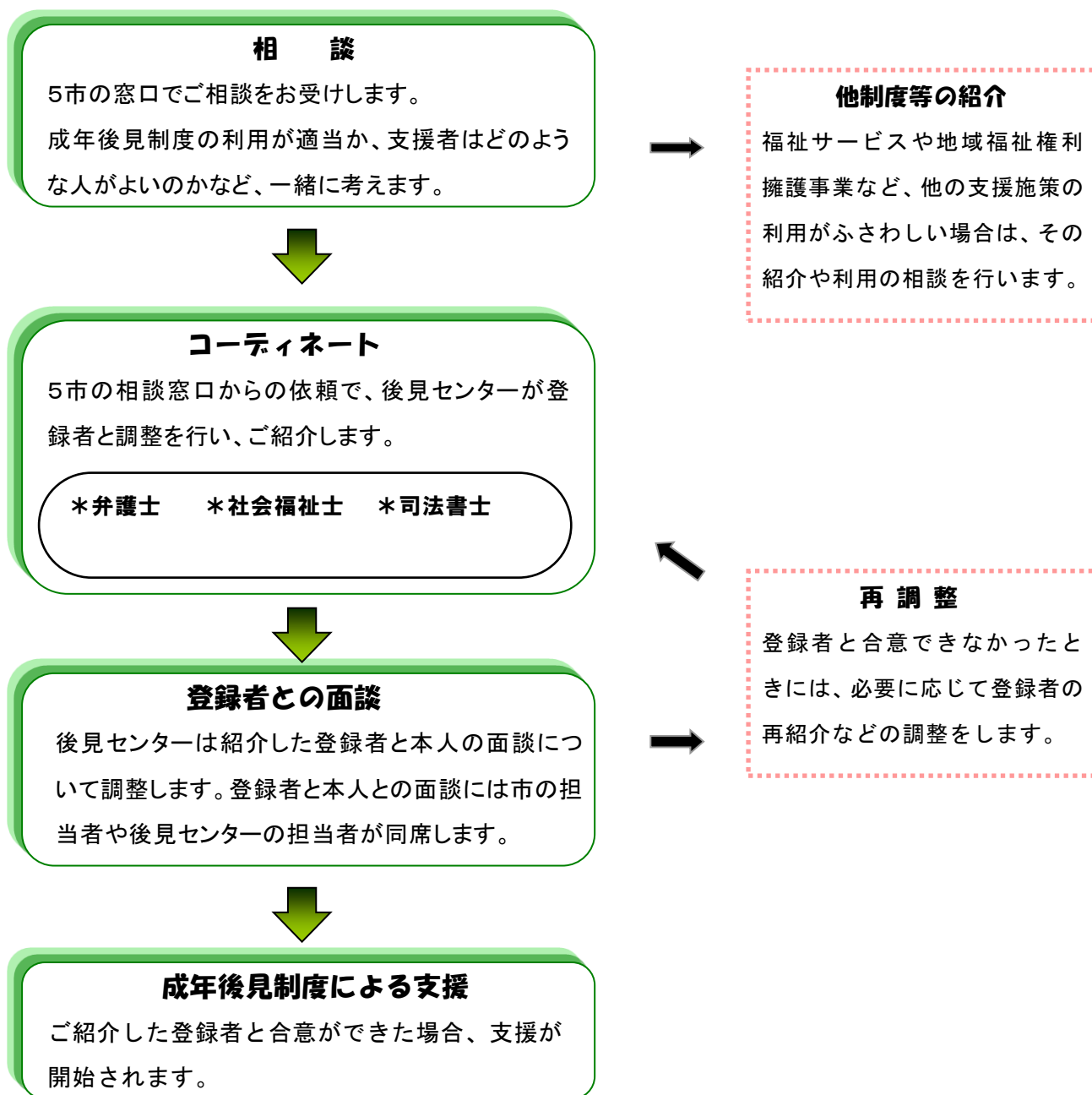
紹介制度は、構成5市の市民で後見人等を必要としている方のうち、後見センターの法人後見の利用条件に合わない方で、財産管理等の面でより専門的な支援を必要とする場合に、適切な専門職後見人を紹介するものです。

専門職の方々には後見センターにあらかじめ登録されています。

3 利用対象者

利用対象者の多くは、ある程度の資産や所得がある方で、他に後見人の候補者がいないような方及び任意後見の希望者などです。

4 紹介の流れ



5 費用

- (1) 登録者の紹介料
専門職登録者の紹介は無料です。
- (2) 相談料
 - ・構成5市の相談窓口での相談は無料です。
 - ・専門職の初回相談は無料ですが、2回目以降は有料です。
- (3) 後見報酬
法定後見の後見事務の支援については家庭裁判所が後見人の報酬を決定します。

(4) その他

任意後見人報酬などは、利用者の個別事情に基づき、利用者と報酬金額を決めることとなります。

6 専門職の登録の基準及び登録期間

専門職は弁護士会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部若しくは公益社団法人東京社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあ東京のいずれかに所属している方です。

本制度の登録の基準は、以下のとおりです。登録期間は2年間とし、更新します。

- (1) 構成5市（調布、日野、狛江、多摩、稲城）内又はその近隣区市に活動の拠点か自宅があること。
- (2) 原則として現在又は過去に後見人に就任し、支援した実績があること。
- (3) 原則として東京家庭裁判所及び同家庭裁判所立川支部に提出している成年後見人等候補者名簿に登録されている弁護士、司法書士及び社会福祉士であること。
- (4) 本紹介制度の内容を尊重して、誠実に後見事務を執行することができること。
- (5) 紹介には可能な限り応ずることができること。
- (6) その他、登録することについて支障がないこと。

7 構成5市の相談窓口

構成5市	相談窓口	電話番号
調布市	利用者サポート相談	042 (481) 7323 直通
日野市	福祉政策課	042 (585) 1111 内線 2811
狛江市	地域福祉課	03 (3430) 1111 内線 2231
多摩市	福祉総務課	042 (338) 6889 直通
稲城市	地域福祉係	042 (378) 2111 内線 213

8 問い合わせ先

〒182-0026 調布市小島町3丁目69番地2 第一荒井麗峰ビル2階

一般社団法人多摩南部成年後見センター TEL042-498-5802 FAX042-498-5803

(平成28年7月1日更新)